

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧及び概要

○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度等

※ 下線部分は拡充内容

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		2019年 当初	2019 補正	2020年 当初	
地方創生推進交付金	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の初年度における地方創生のより一層の推進に向け、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を、複数年度にわたり安定的かつ継続的に支援	1,000.0	—	1,000.0	内閣府地方創生推進事務局
地方創生拠点整備交付金	地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。	—	600.0		内閣府地方創生推進事務局
特定地域づくり事業推進交付金	人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、交付金により支援する。	—	—	5.0	内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局地域振興室
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、「くらし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する。	4.0		4.0	総務省地域力創造グループ 過疎対策室
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援	98.1		98.1	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課 整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。	1.15	—	0.60	国土交通省国土政策局地方振興課
物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援	0.37	1.00	0.19	国土交通省総合政策局物流政策課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		2019年 当初	2019 補正	2020年 当初	
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援	219.6 の内数	—	203.9 の内数	国土交通省総合政策局地域交通課
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業	地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民に相談を包括的に受け止める場の整備等により、市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための支援を実施	438.2 の内数		487 の内数	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	267.0 の内数		267.0 の内数	厚生労働省老健局振興課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、自家発電設備を備え、災害時に地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備等を支援する。	120.3 の内数		30.3 の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
次世代燃料供給体制構築支援事業費	過疎化・人手不足などの構造変化へ対応し、地域の燃料供給拠点の効率的運営・次世代化を図るため、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな燃料供給体制の確立に向けた技術開発や安全性・事業性の実証を行う。また、SS過疎地等の地域における地域一体となった燃料供給拠点確保に向けた取組等を支援する。	5.0		6.0	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		2019年 当初	2019 補正	2020年 当初	
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等に対して支援を行う。	34.0		116.0	環境省大臣官房環境計画課 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
郵便局活性化推進事業	あまねく全国に存在する郵便局と地方自治体等との連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進するための実証を行い、モデル事業として全国に普及展開する。	0.2	—	0.2	総務省情報流通行政局郵政行政部企画課

○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省
地方財政措置	地域運営組織の運営や形成の支援、住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組及び地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る経費について、地方交付税措置を講じる。	総務省
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。	総務省

○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（令和2年度税制大綱）

※ 下線部分は拡充内容

事項名	要望内容	担当府省
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置。	内閣府地方創生推進事務局

○その他の支援制度

制度名	概要	担当
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、地方財政措置を講じる。	総務省
集落支援員	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。	総務省
外部専門家招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省
全国地域づくり人財塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。	総務省
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。	厚生労働省
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。	(一財) 地域総合整備財団

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和2年度予算額 1,000億円

（令和元年度予算額 1,000億円）

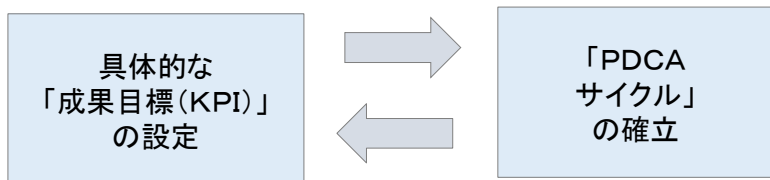
事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策

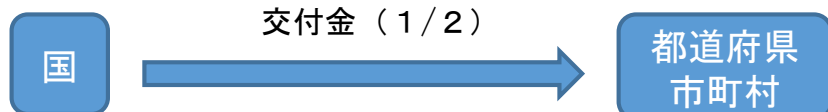
例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和2年度からの主な運用改善

①Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援するSociety5.0タイプの新設（交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外）

②複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち30億円を地方創生拠点整備交付金として措置）

③移住支援事業の要件緩和（対象者・対象企業の拡大）

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害



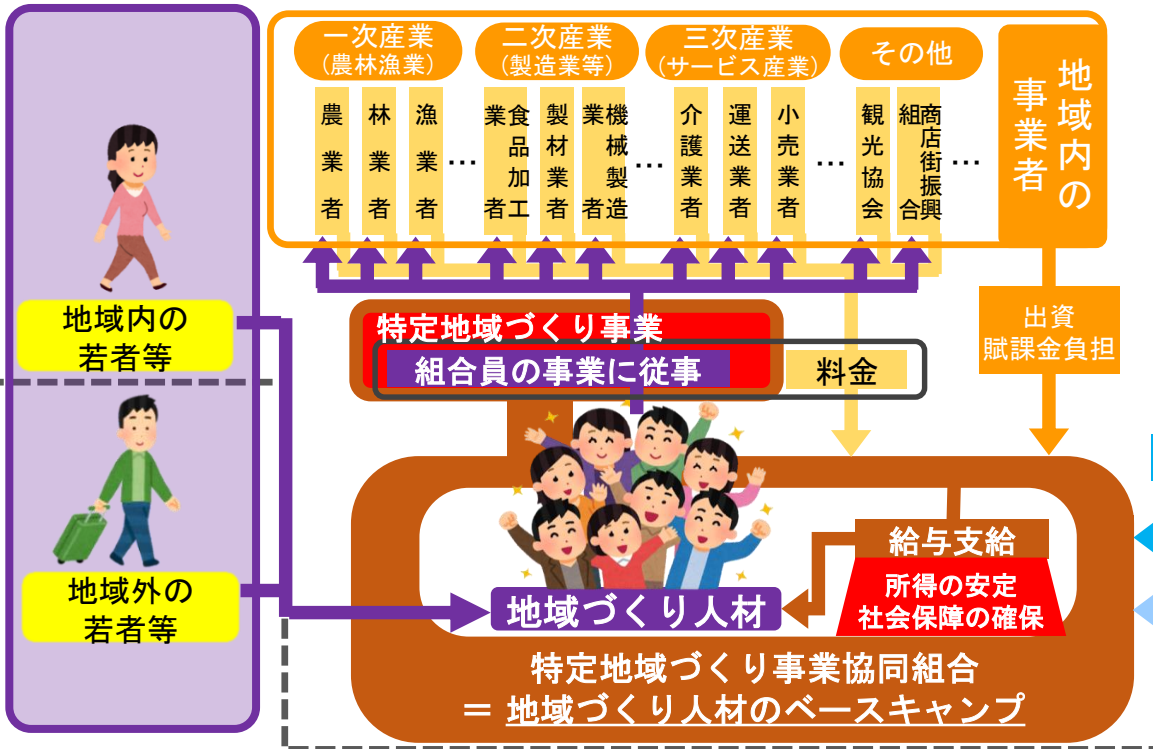
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律<令和2年6月4日施行>

人口急減地域



都道府県

市町村

- 組合運営費の1/2を市町村が助成
- 市町村助成の1/2に国交付金
 - ※市町村負担分のうち、1/2に特別交付税措置
- 国交付金の対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人
 - 事務局運営費 600万円/年
- 令和2年度国予算 5億円
- <1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員6名 運営費2,400万円/年

1/2
利用料金収入1,200万円

1/2
市町村助成1,200万円
うち、国交付金600万円
市町村負担分600万円
うち、特別交付税措置
300万円

集落ネットワーク圏の推進

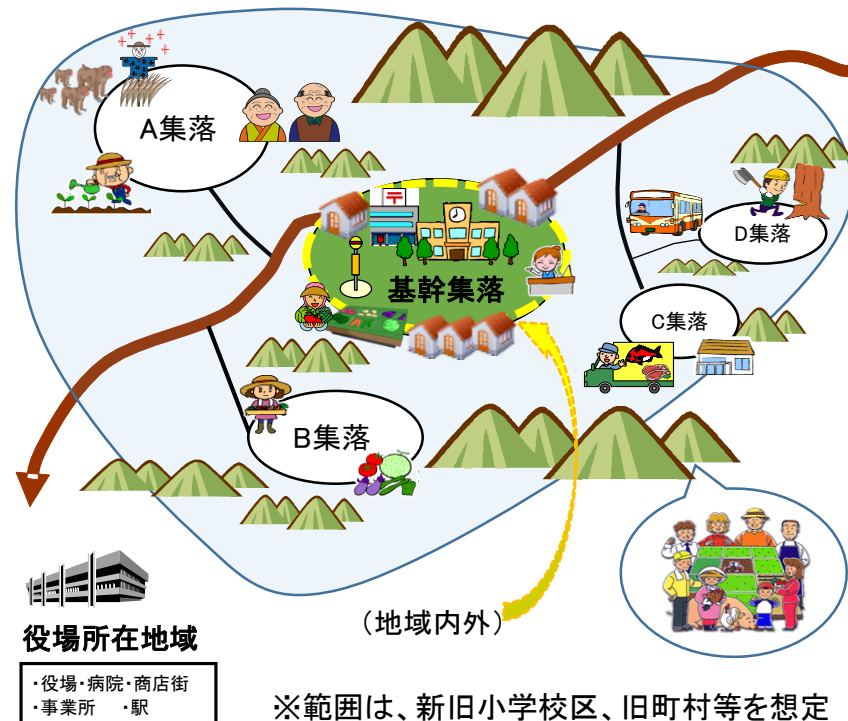
(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連)

R2予算額 4.0億円

- 過疎地域等においては、小規模化・高齢化により集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が増加。
- 個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースもあることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落で「集落ネットワーク圏」を形成し、集落を活性化する取組が必要。

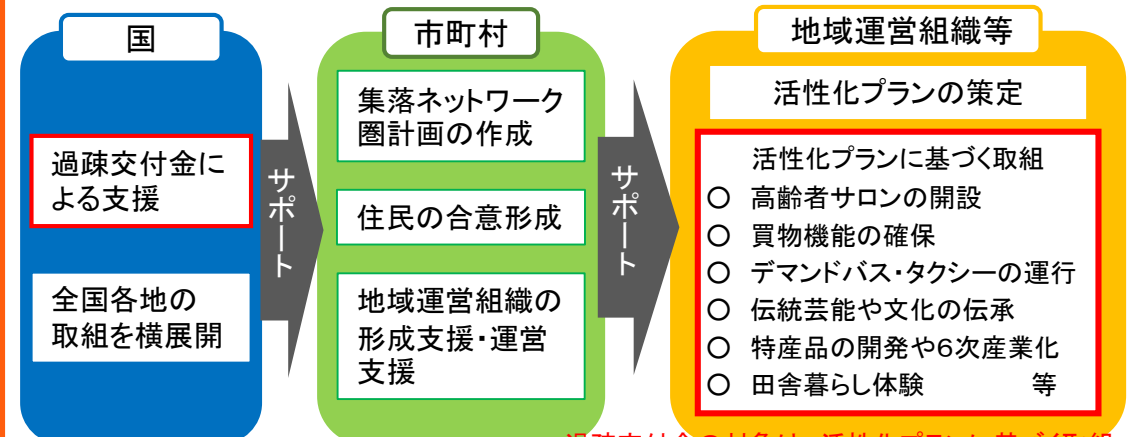
集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能確保することにより、持続可能な暮らしを実現



過疎地域等自立活性化推進交付金 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織等(郵便局含む))
※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4) 令和2年度予算案 4.0億円(令和元年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組(Society5.0時代の技術を活用して、過疎地域等の集落の維持・活性化に資する取組を重点的に支援)



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人 [令和2年度まで]）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない [令和7年度]）

<事業の全体像>

1 農山漁村地域での取組への支援

① 地域活性化対策

地域活性化のための活動計画づくりと実証、就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者の発掘、優良事例や農業遺産の情報発信等を支援します。

② 中山間地農業推進対策

中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築等を支援します。

③ 山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。

④ 農泊推進対策

観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。

⑤ 農福連携対策

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設の整備並びに障害者等の農業技術習得や専門人材育成等を支援します。

⑥ 農山漁村活性化整備対策

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。

2 都市部での取組への支援

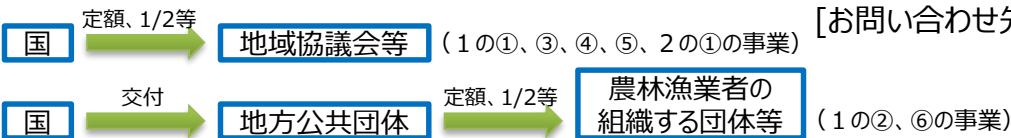
① 都市農業機能発揮対策

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援します。

※下線部は拡充内容



<事業の流れ>



お問い合わせ先	事業内容	担当課	電話番号
農村振興局	1の①の事業	農村計画課	(03-6744-2203)
	1の②、③の事業	地域振興課	(03-6744-2498)
	1の④、⑤、2の①の事業	都市農村交流課	(03-3502-5946)
	1の⑥の事業	地域整備課	(03-3501-0814)
	1の①の事業	農村計画課	(03-6744-2203)
	1の②、③の事業	地域振興課	(03-6744-2498)

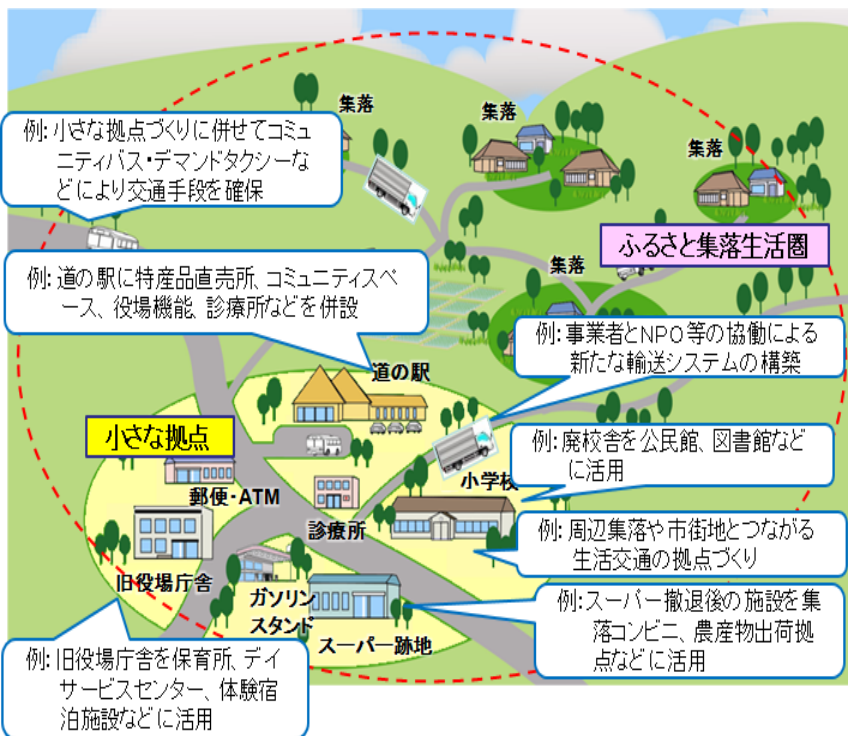
「小さな拠点」の形成推進

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、複数の生活サービス機能や地域活動の場が集約され、周辺地域とのネットワークが確保されたモデル的な「小さな拠点」の形成を支援。

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
(都市計画区域等の一定の地域を除く。)
- 実施主体: 市町村、NPO法人等(間接補助)
- 補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)
- 対象事業
モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等における生活機能の再編・集約するための既存施設の改修等



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

モーダルシフト等推進事業

トラック輸送から大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換(モーダルシフト)等を、荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する。

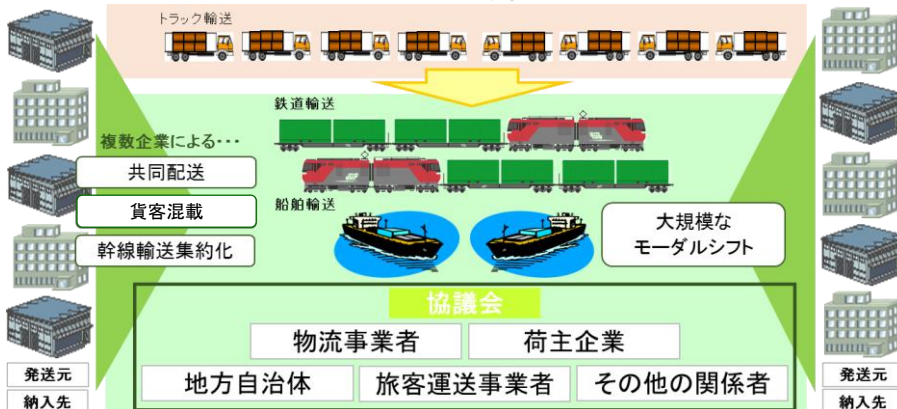
「モーダルシフト等推進事業」

モーダルシフト等の物流総合効率化法に基づく取り組みにおいて、協議会の開催等の事業計画の策定に要する経費への支援を行う。またモーダルシフト及び幹線輸送の集約化について、初年度の運行経費の一部に対する支援を行う。

支援対象となる取り組み	計画策定経費補助	運行経費補助	
大量輸送機関への転換	モーダルシフト	補助率:1/2以内 上限500万円	
トラック輸送の効率化	幹線輸送の集約化	補助率:定額 上限200万円	
	共同配送		対象外
	その他のCO ₂ 排出量の削減に資する取り組み		

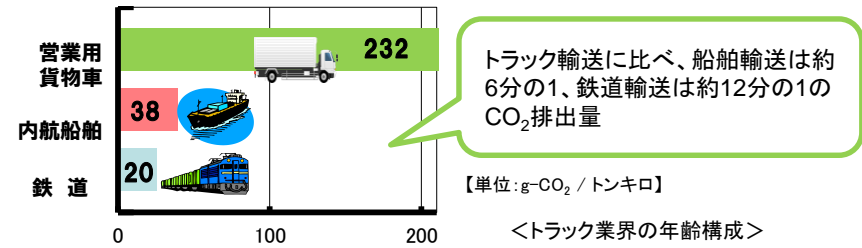
- ・ 計画策定経費の支援を通じ、大きな効果が期待できるが実現が容易ではない「多様・広範な関係者による合意形成」を促進。
- ・ 計画実行開始後、2年間の実績を報告。
- ・ 物流の効率化を通じ、労働力不足対策等に貢献。

多様・広範な関係者の合意形成による取り組みのイメージ

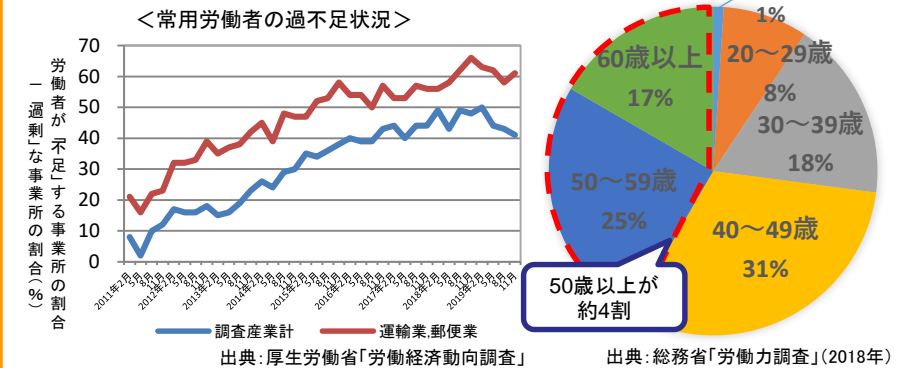


参考

○輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(2017年度)



○労働力不足の深刻化



○総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)(平成29年7月閣議決定)(抜粋)

- ③共同物流により積載等のムダをなくす・輸送モード間の連携・協働(モーダルシフト)で効率的に輸送する
- 複数の事業者が連携・協働して共同物流を実施することによって、積載率の向上、倉庫や車両の稼働率の向上、コスト削減等を図り、物流効率化を推進するとともに、道路ネットワークとの連携を高めつつ輸送効率に優れた鉄道又は船舶による輸送の活用を促進する(略)。

○モーダルシフトに関する指標(総合物流施策推進プログラム(平成30年1月)(抜粋)

- ①鉄道による貨物輸送トンキロ【2016年度 197億トンキロ → 2020年度 221億トンキロ】
- ②内航海運による貨物輸送トンキロ【2015年度 340億トンキロ → 2020年度 367億トンキロ】10

令和2年度予算額 204億円
 (令和元年度補正予算額49億円
 を加え、前年度比1.15)

- 地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援
 (上記取組を促進するための計画・支援制度等のあり方について、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討)

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

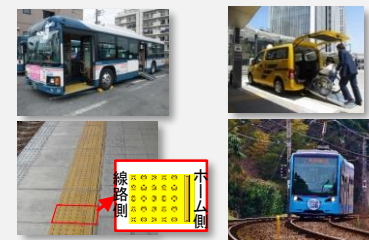
- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

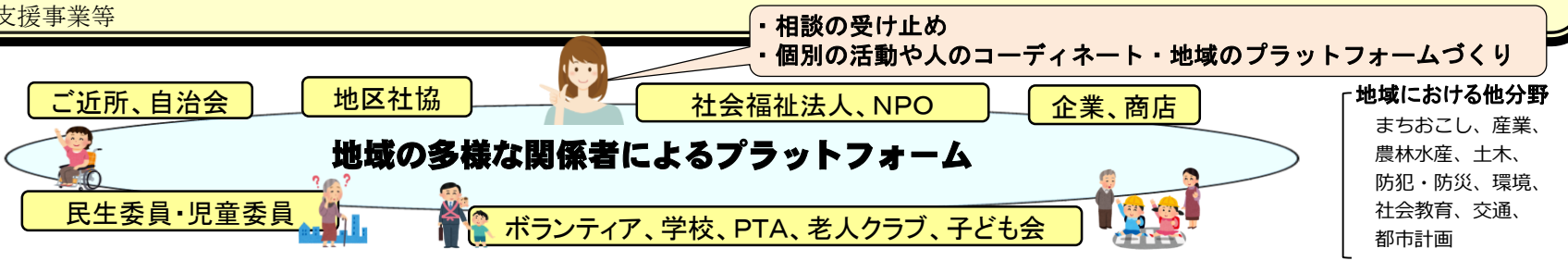
断らない相談(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

- ◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保
 - 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
 - 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

- ◆地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)
 - ※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業(取組例)地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営

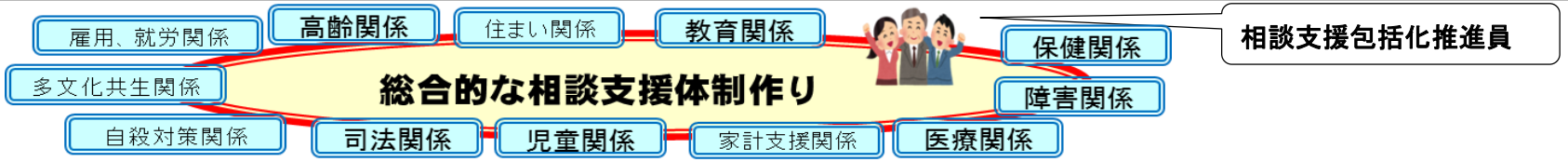


市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

- ◆多機関の協働による包括的支援
 - 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

- ◆参加支援
 - 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実 令和2年度予算 267億円(公費:534億円)

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

以下の取組について、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や地域支援推進員による相談対応のほか、社会参加活動の体制整備や認知症本人・家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)等を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

令和2年度予算額 30.3億円 (120.3億円)

うち臨時・特別の措置25.3億円 (115.3億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（SS）の機能を確保することが重要になります。こうした状況を踏まえ、SSの災害対応能力を更に強化するため、以下の事業を実施します。

(1) 災害時に燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備の推進

自家発電設備を備え、災害時に地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備を推進するため、SSの災害対応能力の維持・機能強化に必要な自家発電設備の導入を支援します。

また、災害時に円滑な対応ができるよう、住民拠点SS等における自家発電設備の稼働訓練、自衛隊や自治体等と連携した災害対応車両への給油訓練等の実地訓練及び自家発電設備の点検研修等を実施します。

(2) SS等における災害対応能力強化に係る設備導入支援

災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入替・大型化の支援等を実施します。また、津波被害地域等における燃料供給の早期再開を目的とした災害時専用臨時設置給油設備の導入を支援します。

成果目標

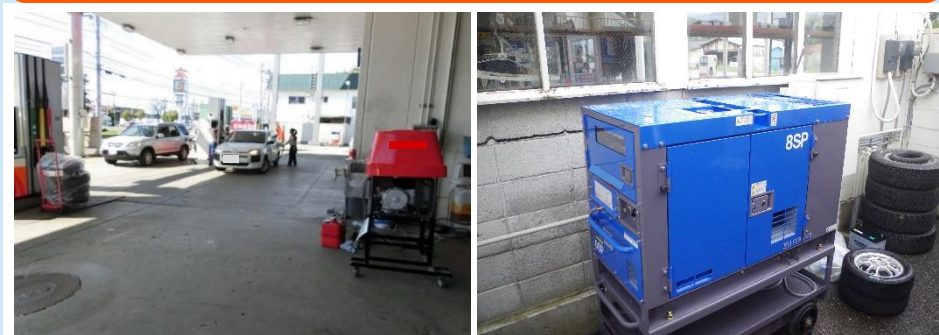
- 令和2年度末までに、自家発電設備を備えたSSを約17,000箇所整備するなど、SSの災害対応能力の更なる強化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 災害時に燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備の推進



平成30年北海道胆振東部地震や令和元年台風第15号の際に自家発電設備を稼働させて給油を続けたSS

災害対応能力強化のための研修・訓練



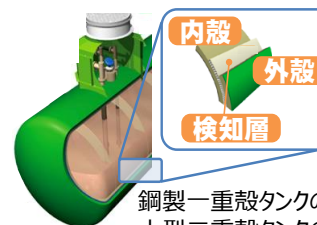
自衛隊を交えた石油組合と地元自治体の総合防災訓練

石油組合における災害時対応研修・実地訓練、バトカーへの緊急給油訓練

災害時の石油製品の安定供給体制を構築

(2) SS等における災害対応能力強化に係る設備導入支援

地下タンクの入替・大型化



鋼製一重殻タンクの撤去及び大型二重殻タンクの設置

災害時専用臨時設置給油設備の整備



次世代燃料供給体制構築支援事業費

令和2年度予算額 **6.0億円** (5.0億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 過疎化・人手不足などの構造変化に対応し、地域の燃料供給拠点の効率的運営・次世代化を図るため、以下の事業を実施します。

(1) 次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

過疎化・人手不足等の課題克服に向け、新たな燃料供給体制の確立やビジネスモデルを構築するため、AI・IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな技術の開発・実証事業を行います。

(2) 地域における次世代燃料供給体制確立に向けた取組の推進

SS（サービスステーション）過疎地（※）等におけるSSの地域コミュニティインフラ化等による燃料供給拠点確保に向けて、上記の新たな技術やモデルの活用も含め、自治体を中心として、地元事業者・住民など地域一体となったSS過疎地対策計画策定の取組、計画に基づく事業の推進を支援します。また、燃料供給の担い手確保の取組を支援します。
(※) SS過疎地：市町村内のSS数が3カ所以下の地域

成果目標

- SSの効率的運営に寄与すべく、多様な供給手法の実現やIoT機器の活用などを通じ、過疎化・人手不足等の課題を克服する新たな燃料供給体制のモデルを構築することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

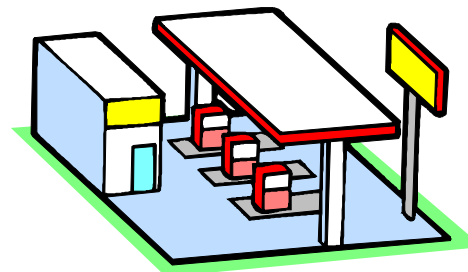


事業イメージ

(1) 次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

新たな燃料供給体制・ビジネスモデルの構築に向けて、AI、IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、技術開発・実証事業を実施

<具体例>



人手不足の克服に向けた画像認識・センサー・AI技術等の技術開発

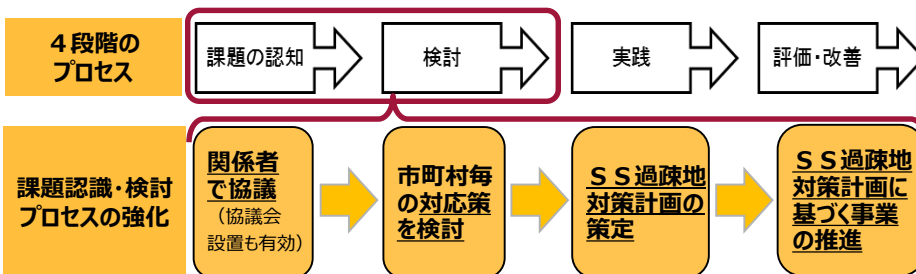


過疎地等におけるインフラ維持コストの低減に向けた移動式給油の実証

(2) 地域における次世代燃料供給体制確立に向けた取組の推進

自治体等によるSS過疎地対策計画の策定、計画に基づく事業の推進等を支援

<SS過疎地対策検討・調査等>



災害時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月閣議決定）に基づき、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施し、災害に強い地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業
- ② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池等を導入する事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 2、2 / 3、3 / 4）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 支援対象



郵便局活性化推進事業(郵便局×地方自治体等×ICT)

あまねく全国に存在する郵便局と地方自治体等の連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進するための実証を行い、モデル事業として全国に普及展開する。

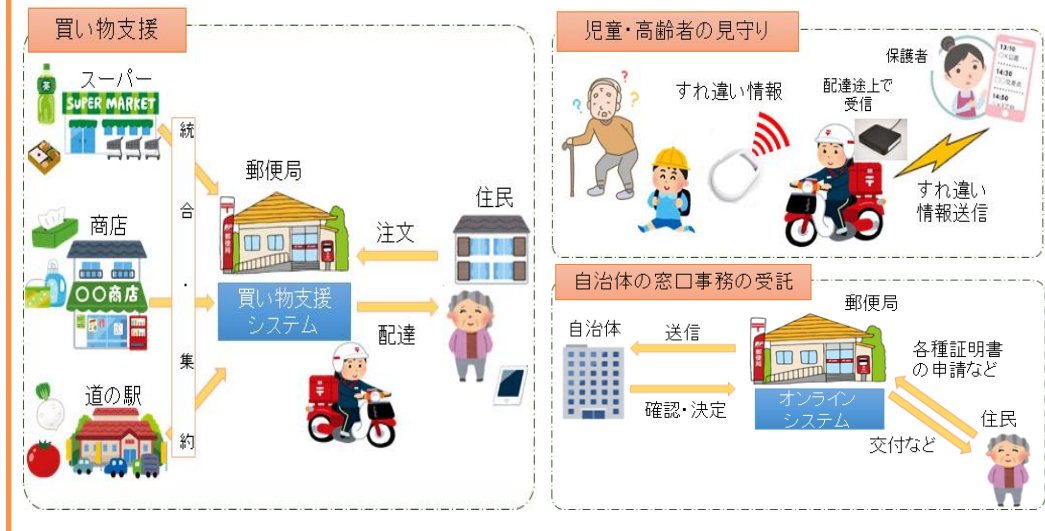
【R2当初予算:0.2億円(R1予算額:0.2億円)】

- わが国では、少子高齢化、人口減少、ICTの進展など社会環境が変化していく中で、あまねく全国存在する郵便局は、「国民生活の安心安全の拠点」として期待される役割は高まっている。
- 今後、郵便局の強みを生かしつつ、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等の連携が有効な分野及び住民サービス等の調査、関係者の役割分担や継続するための課題等の整理を通じて、モデルケースを創出し、その成果を、全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開する。

(計画年数:令和元年度～令和3年度)

様々な連携の可能性の調査

(連携のイメージ)



郵便局と自治体等の連携拡大

(参考) 令和元年度事業実施地域

※シンクタンクによる調査研究として実施



【調査項目】

- ・ 連携の効果、望ましいコスト負担、役割分担
- ・ ICTや外部人材等の効率的な活用方法 等

最適な連携のあり方をメニュー化し、全国に展開

行政サービスの補完

暮らしの安心・安全のサポート

住民生活のサポート

まちづくりのサポート